

(排水施設の構造の技術上の基準)

**第四条** 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- 三 暗渠<sup>あんけい</sup>その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- 四 暗渠<sup>あんけい</sup>である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠<sup>かんけい</sup>の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 五 またす又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

**第五条** 第三条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第七条第五号において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように知事が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

**第六条** 第三条及び第四条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
  - 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
- 2 前項の規定は、流域下水道について準用する。この場合において、同項中「第三条及び第四条」とあるのは、「前三条」と読み替えるものとする。

(終末処理場の維持管理)

**第七条** 法第二十五条の十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 四 臭気<sup>くさき</sup>の発散及び蚊、はえ等の発生<sup>せいせい</sup>の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 五 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように知事が定める措置を講ずること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(秋田県十和田湖公共下水道条例の一部改正)

- 2 秋田県十和田湖公共下水道条例(平成三年秋田県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条第三項中「法令」の下に「(条例を含む。以下同じ。)」を加える。  
第五条中「(条例を含む。)」を削る。

## 秋田県条例第八十二号

秋田県県道の構造の技術的基準等を定める条例

### 目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 道路の構造の技術的基準(第二条―第四十四条)
- 第三章 道路標識の寸法(第四十五条)
- 第四章 自動車専用道路を立体交差とすることを要しない場合(第四十六条)
- 第五章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(第四十七条)

### 附 則

#### 第一章 総 則

(趣旨)

**第一条** この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十条第三項、第四十五条第三項及び第四十八条の三の規定並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項の規定に基づき、県道(一般国道の路線と重複する部分を除き、市町村道の路線と重複する部分を含む。以下「道路」という。)の構造の技術的基準等を定めるものとする。

第二章 道路の構造の技術的基準

(定義等)

第二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を用いる。
- 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分を用いる。
- 四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分(自転車道を除く。)をいう。
- 五 車線 一縦列の自動車に安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(副道を除く。)をいう。
- 六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)に付加して設けられる車線をいう。
- 七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- 八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- 九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- 十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分を用いる。
- 十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に逆行して設けられる帯状の車道の部分を用いる。
- 十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分を用いる。
- 十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分を用いる。
- 十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分を用いる。
- 十五 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所等に設けられる島状の施設を用いる。
- 十六 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分を用いる。
- 十七 路上施設 道路の附属物(共同溝及び電線共同溝を除く。)で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。
- 十八 地方部 都市部(市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。)以外の地域をいう。
- 十九 計画交通量 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号。以下「令」という。)第二条第二十一号の規定により県が定める自動車の日交通量を用いる。
- 二十 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。
- 二十一 視距 車線(車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。)の中心線上1・ニメートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ七センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測つた長さをいう。

2 道路の区分は、令第三条に定めるところによる。

(道路の構造の一般的技術的基準)

第三条 道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準は、令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(車線等)

第四条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量を用いる。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、一とする。

区分		地形	設計基準交通量(車位 一日につき台)
第一種	第二級	平地部	一四、〇〇〇
	第三級	平地部	一四、〇〇〇
		山地部	一〇、〇〇〇
	第四級	平地部	一三、〇〇〇

第三種	第二級	山地部	九、〇〇〇
		平地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
第四種	第一級		一一、〇〇〇
	第二級		一〇、〇〇〇
	第三級		九、〇〇〇

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じて得た値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

区分		地形	一車線当たりの設計基準交通量(単位 一日につき台)
第一種	第二級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
	第四級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
第二種	第一級		一八、〇〇〇
	第二級		一七、〇〇〇
第三種	第二級	平地部	九、〇〇〇
		山地部	七、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	山地部	五、〇〇〇
	第四種	第一級	
第二級			一〇、〇〇〇
第三級			一〇、〇〇〇

備考 交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じて得た値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変連車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄

に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)		
第一種	第二級		三・五	
		普通道路	三・五	
	第三級	普通道路	三・二五	
		小型道路	三	
	第四級	普通道路	三・二五	
		小型道路	三	
第二種	第一級	普通道路	三・五	
		小型道路	三・二五	
	第二級	普通道路	三・二五	
		小型道路	三	
	第三種	第二級	普通道路	三・二五
			小型道路	二・七五
第三級		普通道路	三	
		小型道路	二・七五	
第四級			二・七五	
			二・七五	
第四種	第一級	普通道路	三・二五	
		小型道路	二・七五	
	第二級及び第三級	普通道路	三	
		小型道路	二・七五	

5 第二種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に狹窄部きやくまを設ける場合においては、三メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第五條 第一種又は第二種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	四・五	二
	第三級	三	一・五
	第四級		

第二種	第二級	11・125	1・5
	第三級	1・75	1・125
第三種	第二級	1・75	1
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	1	
	第二級		
	第三級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	0・75	0・125
	第三級	0・5	
	第四級		
第二種		0・5	0・125
第三種	第二級	0・125	
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	0・125	
	第二級		
	第三級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、全第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第六条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第七条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	普通道路	1・75
		小型道路	1・125

第二種	第三級及び第四級	普通道路	一・七五	一・二五
		小型道路	一	
第二種		普通道路	一・二五	
		小型道路	一	
第三種	第二級から第四級まで	普通道路	〇・七五	〇・五
		小型道路	〇・五	
第四種	第五級		〇・五	
			〇・五	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第二種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第一級及び第三級	普通道路	二・五	一・七五
	小型道路	一・二五	
第四級	普通道路	二・五	一
	小型道路	一・二五	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分		車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
	第三級及び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第二種	普通道路	〇・七五	
	小型道路	〇・五	
第三種		〇・五	
第四種		〇・五	

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第二級の道路にあつては二メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種(第五級を除く。)の普通道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は、適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)	
第一種	第二級	〇・七五	〇・五
	第三級	〇・五	〇・二五
	第四級		
第二種	第一級	〇・五	
	第二級		

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。  
(停車帯)

**第八条** 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

**第九条** 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

**第十条** 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

**第十一条** 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

**第十二条** 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(中央帯等の幅員)

**第十三条** 中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

**第十四条** 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

**第十五条** 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	
第一種	第二級	100	80
	第三級	80	60
	第四級	60	50
第二種	第一級	80	60
	第二級	60	50又は40
第三種	第二級	60	50又は40
	第三級	60、50又は40	30
	第四級	50、40又は30	10
	第五級	40、30又は20	
第四種	第一級	60	50又は40
	第二級	60、50又は40	30
	第三級	50、40又は30	10
	第四級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

**第十六条** 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十四条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

**第十七条** 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下単に「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
100	460	380
80	280	130
60	150	110
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

**第十八条** 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、六パーセント以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

(曲線部の車線等の拡幅)

**第十九条** 車道の曲線部においては、令第四条第二項に規定する設計車道及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

**第二十条** 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	10

(視距等)

**第二十一条** 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55

四〇	四〇
三〇	三〇
一〇	一〇

2 車線の数が二である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が増越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

**第二十二条** 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）	
第一種、第二種及び第三種	普通道路	一〇〇	三	六
		八〇	四	七
		六〇	五	八
		五〇	六	八
		四〇	七	八
		三〇又は二〇	八	
	小型道路	一〇〇	四	六
	八〇	七		
	六〇、五〇、四〇、三〇又は二〇	八		
第四種	普通道路	六〇	五	七
		五〇	六	八
		四〇	七	八
		三〇又は二〇	八	
	小型道路	六〇、五〇、四〇、三〇又は二〇	八	

（登坂車線）

**第二十三条** 普通道路の縦断勾配が五パーセント（設計速度が一時間につき百キロメートル以上である普通道路にあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

（縦断曲線）

**第二十四条** 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）
一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇
	凹形曲線	三、〇〇〇
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇

六〇	凹形曲線	11' 〇〇〇
	凸形曲線	1' 四〇〇
五〇	凹形曲線	1' 〇〇〇
	凸形曲線	八〇〇
四〇	凹形曲線	七〇〇
	凸形曲線	四五〇
三〇	凹形曲線	四五〇
	凸形曲線	二五〇
二〇	凹形曲線	二五〇
	凸形曲線	一〇〇
一〇	凹形曲線	一〇〇
	凸形曲線	一〇〇

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
100	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	一〇

(舗装)

第二十五条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付するものを除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第三項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小

することができる。

(合成勾配)

**第二十七条** 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。)は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

**第二十八条** 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

**第二十九条** 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては二メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

**第三十条** 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条及び第二十七条の規定並びに令第十二条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

**第三十一条** 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

**第三十二条** 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

**第三十三条** 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狹窄部等)

**第三十四条** 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狹窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

**第三十五条** 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

**第三十六条** 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

**第三十七条** 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

**第三十八条** トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

**第三十九条** 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に定めるもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

**第四十条** 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条まで(第七条、第十五条、第十六条、第二十六条、第二十八条、第三十二条及び第三十七条を除く。)の規定並びに令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項、第三項及び第四項(道路法第三十条第二項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。第四十三條第五項及び第四十四条第四項において同じ。)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

**第四十一条** 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第十条第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十二條、第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十九條第三項、第三十二條並びに第三十四条の規定並びに令第三条第四項及び第五項、第四条並びに第十二條の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

**第四十二条** 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七條から第二十四條まで、第二十五条第三項並びに第二十七條の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十四條第二項及び第三項、第二十一條第一項、第二十三條第二項、第二十五條第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

**第四十三条** 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路

にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第四条から第四十一条まで（自転車歩行者専用道路にあつては、第十二条を除く。）及び前条第一項の規定並びに令第三条、第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

**第四十四条** 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第四条から第十一条まで、第十三条から第四十一条まで及び第四十二条第一項の規定並びに令第三条、第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

### 第三章 道路標識の寸法

**第四十五条** 道路法第四十五条第三項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、規則で定める。

### 第四章 自動車専用道路を立体交差することを要しない場合

**第四十六条** 道路法第四十八条の三ただし書の条例で定める場合は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十五条第一号及び第三号に掲げる場合とする。

### 第五章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

**第四十七条** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- 一 歩道
- 二 立体橋断施設
- 三 乗合自動車の停留所
- 四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化のために必要な事項

### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 秋 田 県 条 例 第 八 十 三 号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例（平成十四年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十三年改正前の令」という。）第六条第一項に規定する」を「規則で定める」に改め、同条第二号（中「平成二十三年改正前の令第六条第四項に規定する場合 平成二十三年改正前の令第六条第五項第一号に掲げる額」を「規則で定める場合 二十五万九千円」に改め、同号（中「平成二十三年改正前の令第六条第五項第二号に掲げる額」を「二十五万九千円（当該災害の発生した日から三年を経過した後は、十五万八千円）」に改め、同号（中「平成二十三年改正前の令第六条第五項第三号に掲げる額」を「十五万八千円」に改める。

第九条第三項中「平成二十三年改正前の令第六条第五項第一号」を「二十五万九千円」に、「整備政令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）第十二条において読み替えられた平成二十三年改正前の令第六条第五項第一号」を「十五万八千円」に、「平成二十三年改正前の令」を「十五万八千円」に、「整備政令第五条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第十二条において読み替えられた平成二十三年改正前の令」を「十一万四千円」に改める。

第二十二條及び第二十三條第二項中「平成八年改正前」を「改正前」に改める。

第三十六條第三項中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二條の規定による改正前の法第二十三條第二号イ」を「第七條第二号（）」に、「十三万九千円、同号ハ」を「十五万八千円、同号（）」に改める。

第三十八條中「平成二十三年改正前」を削る。

第三十九條第一項中「さかのぼる」を「遡る」に改め、同条第二項中「整備政令第五条の規定による改正前の」を削り、「住宅地区改良法施行令」の下に「（昭和三十五年政令第百二十八号）」を加え、「平成八年改正前」を「改正前」に改め、同条第三項中「整備政令第五条の規定による改正前の」を削り、「平成八年改正前」を「改正前」に、「十三万九千円」を「第七條第二号（）」に掲げる場合にあつては十五万八千円、同号（）」に掲げる場合にあつ